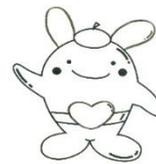


令和6年度 国民健康保険税のお知らせ



国民健康保険税の決め方

国民健康保険税（国保税）は、毎年4月1日現在国保に加入している人に課税されます。

ただし、年度の途中で社保加入・離脱、転入、転出、出産、死亡など世帯員に異動があった場合は、国保税額に増減が生じるため計算しなおしてお知らせします。異動があった場合は、14日以内に市民福祉課まで届け出てください。

国民健康保険税の納税義務者

国保税は、世帯主が納税義務者と定められています。そのため、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、納税通知書は世帯主宛てに送付されます。

国民健康保険税の計算方法

令和6年4月～令和7年3月の年税額は、下表の①+②+③+④の合計額です。

| 加入者全員の所得と資産税額で計算 | 所得割 R5.1月～12月の控除後の所得額（所得から一律△43万円） | 資産割 固定資産税額（都市計画税は除く） | 平等割 （世帯割） | 均等割 （加入人数割） | 合計 |
|----------------------|---------------------------------------|-------------------------|--------------|----------------|--------------------------|
| 医療分 （0～74歳） | 5.82% | 6.14% | 17,100円 | 26,000円×人数 | 上限 65万円 |
| 後期高齢者支援金分 （0～74歳） | 2.53% | 2.67% | 7,400円 | 11,300円×人数 | 上限 24万円 |
| 介護分（※） （40～64歳） | 1.96% | 3.11% | 5,200円 | 10,500円×人数 | 上限 17万円 |
| 計 | ① | ② | ③ | ④（★） | R6.4～R7.3の年税額 ①+②+③+④ |

※介護分：年度中に40歳になる人の分は、誕生月から課税されます。また、年度中に65歳になる人の分は、誕生日の属する月の前月分（1日生まれの人は前々月分）までが年税額に反映されます。

★未就学児の均等割額については、半額（1人当たり18,650円（医療分+後期高齢者支援金分））です。

保険税の納め方

●特別徴収（年金天引き）

次の要件を全て満たす世帯は、原則として特別徴収（年金天引き）となります。

- ① 世帯主が国民健康保険に加入している
- ② 世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満
- ③ 世帯主の公的年金（老齢基礎年金等）受給額が年間18万円以上
- ④ 世帯主の介護保険料が特別徴収であること
- ⑤ 世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が、公的年金（老齢基礎年金等）受給額の2分の1を超えない

- ・上記の要件に該当しない場合は、従来どおり普通徴収（納付書または口座振替）での納付となります。
- ・年度の途中で国保税額が増額になった場合や、75歳に到達する年度等については、特別徴収から普通徴収に切り替わります。

特別徴収（年金天引き）の対象者でも、口座振替による納付に変更できます。

- ・税務課で申請することで納付方法を口座振替に変更できます。（ただし、国保税を滞納している世帯は除く）
 - ・10月から変更される場合は、令和6年7月31日（水）までに申請をお願いします。
- 期限を過ぎると年金天引き中止の手続きに間に合わないため、12月分以降からの口座振替となります。

●普通徴収（納付書・口座振替）

単年度分（4月から翌年3月まで）の国保税を、7月から翌年2月までの毎月末、計8回に分けて納めていただきます。

| 期別 | 第1期 (7月) | 第2期 (8月) | 第3期 (9月) | 第4期 (10月) | 第5期 (11月) | 第6期 (12月) | 第7期 (1月) | 第8期 (2月) |
|-----|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|
| 納期限 | R6. 7. 31 | R6. 9. 2 | R6. 9. 30 | R6. 10. 31 | R6. 12. 2 | R7. 1. 6 | R7. 1. 31 | R7. 2. 28 |

国保税は、みなさんの医療費にあてられる国民健康保険の重要な財源です。納期限内に納めてください。

～納めるのがむずかしいときには～

分割納付などが認められる場合があります。納付に困ったときは、税務課へご相談ください。

問合せ先

小浜市役所 1階

《国保税の税額・納付等に関すること》
税務課（電話0770-64-6004）

《加入・脱退等に関すること》
市民福祉課（電話0770-64-6018）

国民健康保険税の軽減制度

国保税は、加入者の収入申告に基づいて決められます。

●低所得者の軽減 “申請は不要”

国の定める所得基準を下回る世帯については、国保税の平等割額と均等割額の軽減措置を受けることができます。

※収入申告をしていないと軽減の判定ができません。収入がない場合でも必ず申告をしてください。

【令和6年度の軽減基準】

| 区分 | 前年の所得金額が 次の金額以下の世帯 | 軽減 割合 | 軽減後の年税額 | | |
|---------------|--|----------|-----------------|----------------|--------------------|
| | | | 平等割 (1世帯当たり) | 均等割 (1人当たり) | 未就学児均等割 (1人当たり) |
| 医療分 | 43万円 + 10万円×(給与所得者等数-1) | 7割 | 5,130円 | 7,800円 | 3,900円 |
| | 43万円+(29.5万円×加入者数)+ 10万円×(給与所得者等の数-1) | 5割 | 8,550円 | 13,000円 | 6,500円 |
| | 43万円+(54.5万円×加入者数)+ 10万円×(給与所得者等の数-1) | 2割 | 13,680円 | 20,800円 | 10,400円 |
| 後期高齢者 支援金分 | 43万円 + 10万円×(給与所得者等の数-1) | 7割 | 2,220円 | 3,390円 | 1,695円 |
| | 43万円+(29.5万円×加入者数)+ 10万円×(給与所得者等の数-1) | 5割 | 3,700円 | 5,650円 | 2,825円 |
| | 43万円+(54.5万円×加入者数)+ 10万円×(給与所得者等の数-1) | 2割 | 5,920円 | 9,040円 | 4,520円 |
| 介護分 | 43万円 + 10万円×(給与所得者等の数-1) | 7割 | 1,560円 | 3,150円 | — |
| | 43万円+(29.5万円×加入者数)+ 10万円×(給与所得者等の数-1) | 5割 | 2,600円 | 5,250円 | — |
| | 43万円+(54.5万円×加入者数)+ 10万円×(給与所得者等の数-1) | 2割 | 4,160円 | 8,400円 | — |

※給与所得者等：給与等の所得または公的年金の所得がある人

●非自発的失業者の軽減 “申請が必要です！”

倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や、雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）により、国民健康保険へ加入する人の国保税について、失業（離職）から一定の期間、前年の給与所得を30/100とみなして算定されます。

・対象者

次の①から③の全てに該当する人

- ① 平成21年3月31日以降に離職した
- ② 離職時65歳未満
- ③ 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが下記の表のいずれかに該当する

| 対象となる 理由コード | 特定受給資格者 | 特定理由離職者 |
|----------------|-------------------|----------|
| | 11、12、21、22、31、32 | 23、33、34 |

・軽減期間 離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

・軽減申請 「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」を持って税務課までお越しください。

●後期高齢者医療制度への移行による軽減 “申請は不要”

後期高齢者医療制度に移行することで、国保加入世帯の負担が大きく変わることはないように、緩和措置があります。

(1) 75歳となる人が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後、同じ世帯の75歳未満の人が引き続き国民健康保険に加入する場合

・低所得世帯に対する軽減

後期高齢者医療制度への移行により、世帯の国保加入者が減少した場合、移行前後の軽減割合判定に影響が生じないよう、移行した人の所得・人数も含めて軽減判定が行われます。

ただし、世帯主の変更や国保加入者の所得の更正が発生したときは、その時点で軽減の再判定が行われます。

・平等割額に対する軽減

後期高齢者医療制度への移行により、国保加入者が1人になる世帯については、移行後5年間は平等割額（介護分を除く）が半額となり、その後3年間は平等割額（介護分を除く）の4分の1が減額されます。

(2) 会社などの被用者保険の被保険者（本人）が後期高齢者医療制度に移行することにより、被用者保険の被扶養者から外れ国保の被保険者となった65歳以上75歳未満の人（旧被扶養者）について

- ・旧被扶養者に係る所得割額と資産割額が全額免除されます。
- ・旧被扶養者に係る均等割額が、資格取得から2年間に限り半額となります。（7割・5割軽減世帯は除きます。）
- ・旧被扶養者のみの世帯は、平等割額が2年間に限り半額となります。（7割・5割軽減世帯は除きます。）

●出産する被保険者の軽減（令和5年11月以降の出産が対象） “申請が必要です！”

出産する被保険者の産前産後期間（※）相当分の所得割額と均等割額が免除されます。

※産前産後期間 出産予定月（または出産月）の前月から4か月間（双子以上の場合は3か月前から6か月間）が免除の対象です。

・軽減申請「母子健康手帳」など出産予定日（または出産日）の分かるものを持って、市民福祉課までお越しください。